

消費税の個別相談日開催について（ご案内）

日 時 : ① 令和元年10月31日(木)
② 令和元年11月18日(月)
③ 令和元年11月27日(水)
それぞれ 午前 9時30分 ~ 11時30分
午後13時30分 ~ 16時00分
※ 予約不要の個別相談です(都合の良い時間にお越しください)

場 所 : 松山商工会議所 5階大ホール
(松山市大手町2-5-7)

相談内容 : 消費税の軽減税率制度への対応
消費税の届出選択の検討や、届出書記入の説明

持参物 : 平成29・30年決算書控、消費税申告書控、設備投資予定等
印鑑(各種届出が必要な方)

主 催 : 愛媛中小企業指導センター・松山税務署
相 談 : 四国税理士会松山支部所属 税理士

令和元年10月から消費税率の引き上げと軽減税率制度が実施されています。
軽減税率制度に対応した区分記載による「請求書」の書き方や記帳方法について、この機会に是非ご相談ください。

◎消費税課税事業者の皆様へ

- ① 平成30年分の課税売上高(事業用資産の売却を含む)が、1千万円を超えた場合には、令和2年は「消費税課税事業者」となります。
 - ② 平成30年分の課税売上高が1千万円以下になった場合には、令和2年は「消費税免税事業者」となります。
- 新規に「消費税課税事業者」又は「消費税免税事業者」となる場合には届出が必要です。
 - 新規開業の方は、是非この機会に、消費税についてご相談ください。

駐車場有料化のお知らせ

松山商工会館に併設されている駐車場は、(株)伊予銀行松山駅前支店が所有しており、これまで無償で使用させていただいておりましたが、平成29年3月16日(木)より有料化されております。ご不便をおかけしますが、松山商工会館をご利用の際は公共の交通機関をご利用ください。

【お問い合わせ先】

愛媛中小企業指導センター

担当：高橋・渡邊

TEL 089-941-7711

FAX 089-947-4251

E-mail aoiro@csc-ehime.jp